

別紙1

厚生労働省労働基準局長 殿

平成19年1月15日

兵庫県丹波市市島町上垣縄手849-6
アルインコ(株)兵庫第2工場
代表取締役 井上 雄策

鋼管足場用の部材及び付属金具の規格第25条の規定に基づく適用除外の申請について

鋼管足場用の部材及び付属金具の規格(昭和56年12月25日労働省告示103号)第25条の規定に基づく適用除外を下記の通り申請いたします。

記

1. 申請品目

床材が高張力鋼である方式の床付き布わく

THK518K,THK515K,THK512K,THK509K

THKM518K,THKM515K,THKM512K,THKM509K

2. 適用除外条文

鋼管足場用の部材及び付属金具の規格 第1章 第4節 床付き布わく 第21条 第5号

3. 規定と異なる部分

床材の板厚が1.0mmであること。

4. 申請理由

別添1-1~1-8に示す申請品目の床材が高張力鋼である方式の床付き布わくは、次の5(1)~(3)までの理由により、本規格第21条第5号(板厚1.1mm以上に係わる部分に限る)に適合するものと、同等以上の性能を有するものとする。また床材が軽量になるため、足場の組立及び解体の作業が軽減され、安全性の高いものになること。

5. その他の規格保持について

(1)材料の特殊性について

床材の板厚が1.0(±0.09)mmであるが、その材料の引張強さが590N/mm²以上の高張力鋼(別添2)であること。

(2)強度等の値について

本規格第22条に定める強度等について社団法人仮設工業会において行った試験の結果は表1のとおりであり、これらの規定に適合するものであること。

また、おなじものについて別添3に示す試験方法により、同工業会において実施したねじり剛性試験の結果は、表2のとおりであること。

(3)材質及び構造について

表3に示すとおり、本規格第20条及び第21条(第5号を除く)の規定に適合するものであること。

表 1

型 式		THK518K					
供試体	No.	1	2	3	4	5	構造規格
たわみ及び 曲げ試験	荷重1.95kN時の 鉛直たわみ量(mm)	5.8	6.4	6.4	6.4	6.2	11以下
	中央部の 最大強度(kN)	7.15	7.08	7.15	7.08	7.08	4.90以上
供試体	No.	6	7	8	9	10	構造規格
つかみ金具の本体及び取付部の せん断強度(kN)		27.5	26.5	26.8	27.5	26.9	17.5以上
つかみ金具の外れ止めの せん断強度(kN)		6.0 中止	6.0 中止	6.0 中止	6.0 中止	6.0 中止	2.94以上

(試験実施年月日 平成18年12月13日)

表 2

ねじり剛性試験結果							
型 式		THK518K					
供試体	No.	1	2	3	4	5	基準値
鉛直変位量(mm)		32.1	24.0	30.3	26.7	30.2	77mm以下

(試験実施年月日 平成18年12月13日)

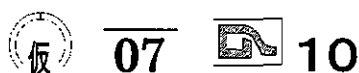
表3

種類		床 付 き 布 わ く	
型式	THK518K THKM518K THK515K THKM515K THK512K THKM512K THK509K THKM509K	構造規格	
材質	床材及び布材	淀川製鋼所規格 YZ-S590	SPHC(第20条)
	はり材	SGHC	SPHC(第20条)
	つかみ金具 単板型のもの	SS400	SS400(第20条)
構造	床材、布材 及びはり材の 加工方法	折り曲げ加工により一体化された床材及び 布材にはり材を溶接したもの。	床材、布材及びはり材を溶接し 又は折り曲げ加工等により 一体化された床材及び布材に はり材を溶接したもの。 (第21条第1号)
	床材間の すき間(mm)	20	30以下(第21条第2号)
	長さ(mm)	別表1	1850以下(第21条第3号)
	幅(mm)	500+0,-3	240以上500以下、 低層わく用500(第21条第4号)
	つかみ金具の 取付方法	溶接にて接合したもの	溶接またはリベットにより 接合したもの。(第21条第6号)
	つかみ金具 (単板型のもの) 板厚(mm)	8±0.6	7.2以上、低層わく用5.4以上 (第21条第7号)
	つかみ金具の はずれ止めの 有無	有	有 (第21条第8号)

注)床材及び布材の淀川製鋼所規格YZ-S590は、引張強さ590N/mm²以上、伸び8%以上であってSPHCと機械的性質が同等以上であること。

(4)表示

本申請に関し、ご承認いただいた場合、本製品が長期間使用される過程で本規格第21条第5号に定める板厚1.1mm以上であるものと区別を明確にしておくため同規格第24条に定める表示項目以外に次の表示を行うことといたします。



↑

「10」を加える

(板厚が1.0mmであることを示す表示方法として、「10」を打刻する)

6. 規格第21条の規格と異なる部分に関する検討

規格第21条では、鋼板製の床材にあたっては、その板厚が1.1mm以上であるものと定めているのに対し、本申請品は床材に高張力鋼を使用し、床材板厚を1.0mmとするものである。床材の板厚が1.0(±0.09)mmであるがその材料の引張強さが590N/mm²以上の高張力鋼(別添2)であること及び表1及び表2の試験結果から強度的に問題はないと考えられる。